

平成 23 年第 2 回新宿区教育環境検討協議会議事要旨

【日時】平成 23 年 7 月 26 日（火） 10：00～11：47

【場所】本庁舎 6 階 第 2 委員会室

【出席委員】葉養正明会長、菅野静二副会長、中村廣子委員、吉田哲也委員
田谷節子委員、人見晃委員、石澤ひとみ委員、内藤正子委員
八田瑞穂委員、中込友則委員、永山泰雄委員、蒔田教育次長

【事務局】教育調整課長、教育支援課長（欠席）、学校運営課長、地域調整課長
子ども家庭課長、教育指導課長、学校適正配置等担当副参事
担当主査 2 名、担当主事

【傍聴者】 6 名

会長 おはようございます。時間になりましたので第 2 回教育環境検討協議会を始めさせていただきます。まず定足数の確認ですが、全員ご出席ということで、定足数を満たしておりますので先へ進ませていただきます。

まずは 1 回目の協議内容の確認をお願いします。前回は初めてでしたので、幅広く自由なご意見を出していただくということで、その意味では非常に生産性が高かったと思っております。その上で、主として選択制が議論の中心になっておりましたので、事務局に学校選択制度の制度的な骨格について資料を用意していただき、もう一つは新宿区の児童数や他の区の学校規模に関する資料の作成をお願いいたしまして、この二つを資料にしながら今回の議論を進めていただければと思います。

なお、江戸川小の問題がかなり出ていましたが、これは重要な問題ではありますが、この問題に入り込むとこれだけで終わってしまう可能性があります。諮問事項との関係で言うと、基本的なあり方について諮問するという標記がありますので、江戸川小の問題は問題提起が協議会からあったというのが議事録に残っているでしょうし、それを踏まえて各論なので教育委員会さんのほうで対処をお願いしますということで。この協議会としては主として選択制や通学区域制など、新宿区全体の根幹にかかわる問題について議論を進めさせていただきたいと思いますが、そういう扱いでいかがでしょうか。

委員 ぜひそのようにお願いいたします。

会長 それでは今日は主たる論点になります、選択制に関わる制度についての資料と、23 区の状況について事務局で用意していただいた資料の説明ということで、お願いします。

事務局 それでは私からご説明させていただきます。お手元にカラー刷り一枚と A 3 版一枚があります。カラー刷りのほうですが、一番左側、通学区域の法的根拠からざっくり確認したいと思います。法文がかなり入っていますので堅苦しい表現も多いと

と思いますがご了承ください。まず<通学区域の法的根拠>ということですが、ご覧の通り「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上」、新宿区はこれにあたりますが、「ある場合においては、就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と書いております。したがって例えば学校自由選択ということで現実には保護者の希望通りの学校に通ったとしても、法的にはあくまでも市町村の教育委員会が最終的に就学校を指定しなければならないという義務と権利が付与されているわけです。

もう一つのポイントは、どういう考え方で指定しなければならないかは法律には書いていないということです。そのように、法律には書いていないということがあり、新宿区はじめ大半の市町村では、その下の赤字のように、赤は新宿区の規則なり要綱なのですが、新宿区ではご覧のように「通学区域の学校を就学すべき学校として指定」しているというつくりになっております。繰り返しになりますが、法律では教育委員会に対し就学指定校を指定しなさいという義務が課せられていて、この義務を果たすために新宿区は通学区域制度を区としてつくっています。法律でつくっているわけではありません。そのような関係性になっています。次の文章になりますが、臨教審の答申ですから法令ではないのですが、通学区域制度の意義について書かれています。現行の通学区域制度は、義務教育において適正な規模の学校と教育内容を保証するという2点のためにつくられていると臨教審では言っています。そういった意味では、通学区域制度は区の規則がいわゆる根拠になっていることがお分かりいただけると思います。

次に<改正等の主な沿革>ということで、第1回の協議会で会長からもありましたが、通学区域については大変長い歴史があるということで、制度的にも昭和28年に「新宿区立の通学区域に関する規則」が制定され、その後我々の調べた範囲では昭和52年に一度、通学区域の見直しについて議論をしていることが分かりました。昭和52年と書いておりますが、時代背景としてはまだまだ小学校中学校ともお子様の数が多く、この後急激に減っていくということをまだ想定する必要のない時代でした。小学校では22,000人程度お子様がいて、中学校も9,300人ぐらいいるといって時代の中で通学区域の改正案をまとめたということです。最後に書いてありますが、最終的には改正箇所ということで、小学校が5カ所、中学校が7カ所と重複しているところもあるのですが、主に地形地物を中心に見直しをしたという記録が残っています。

具体的に申し上げますと、区の真ん中に靖国通りが通っています。新宿駅より東に行くと富久町という場所があり、実はその富久町は靖国通りの上が大半なのですが、下にも若干富久町が今でもありますし、その当時もありました。当時はこの靖国通りの南側の富久町もいわゆる富久小学校の通学区域でした。ところが、通学の安全等で靖国通りをまたぐよりも、近くに四谷四小があるということで、見直しを

したと。おおむねこのような形のマイナーチェンジで交通事情を考慮したというのがその中身です。いずれにせよ一度そのような形で見直しをした沿革があります。

続いて右に移っていただいて、適正規模・適正配置の法的根拠について確認させていただきます。結論から申し上げますと、適正規模はこの規模だという拘束力のある規定ではありません。その上でのご説明になりますが、まず<適正規模の法的根拠>、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」基準ではなく標準と書いてあります。「ただし、地域の実態その他により特別の事情のある時は、この限りではない。」ということで、これは学校教育法施行規則といういわゆる法令関係で規定はされていますが、「標準」として示されていて但し書きがあると。ある意味柔軟に対応ができるということだと思います。次の項目、これは中学校に準用するということで、いわゆる中学校も12学級以上18学級以下が標準ですということで、小・中ともに同じ基準というのが法令上の基準となっております。

こういったことも参考にしながら、新宿区の平成4年の適正配置の答申では、小学校では1学年2学級以上が適正規模である。ただし都心ということで、1学年1学級でも維持するという視点から存置の目安として、皆さんご存知の通り学校規模として150名規模という考え方も同時にお示ししています。合わせて中学校についても12学級ということで、適正規模を新宿区の答申ではつくっています。その一つの手がかりとしてこういった法令があるということをご理解いただければと思います。下にまいります。<適正配置の法的根拠>ということで、二つ目の項目をご覧ください。途中から読みますが、「適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。」とあり、学級数はおおむね12~18、通学距離は小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内と書いてあります。ここでいう適正な規模の条件というのは、学校を統合して新校をつくった場合にとということで、新校はこのぐらいの学級、距離についてもおおむね4kmから6kmという範囲でつくるというのを法令では想定しているということがお分かりいただけるかと思います。

このような法的根拠も踏まえまして、新宿区の答申ですが三つあります。まず「小学校の統廃合にあたっては、現状の通学区域を基本に組み合わせを考える」ということで、要はA校B校を統合する場合の新しい通学区域は、A校B校を合わせた通学区域を基本とするということが答申に書かれています。それに対して「中学校の統廃合にあたっては、小学校との整合性を図るなど、通学区域についても見直しも行う。」と書いております。現実にはどうかというと、かなり至難の業だったのだらうと推測しておりますが、結果的にはA校とB校を統合するときはその合計したものが通学区域になっています。こういうふうにしないと、統合に関係ないところの通学区域にも影響があるということで、合意形成一つとっても大変なのだ個人的には思いました。ただ、答申にはこのような方向性が示されていると知っていただければと思います。

次の項目ですが、「統廃合した場合の通学距離についてはおおむね」新宿区の場合は「小学校で 1,000m、2,000m」ということで、都心区ですから、国の基準 4km・6kmではなく、1,000m・2,000mということで基準をつくっています。

次に右側、〈学校選択制度の法的根拠〉というところで、ここが今日一番のポイントかと思うのですが、学校教育法施行規則第 32 条にこのような規定があります。「教育委員会は学校教育法施行令第 5 条第 2 項の規定により就学予定者の就学すべき学校を指定する場合には、」次からです。「あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。」と書いてあります。この、「あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。」というのが法令上学校選択制というものの規定になっております。見ていただくと分かるように、学校選択制という固有名詞自体がここに入っておりません。したがって、学校選択制という名称は法令の名称ではありません。

次の規定、これは区の規則になりますが、「ただし」ということで、この文章は一番左側の〈通学区域制度の法的根拠〉の規則 3 条の但し書きになっています。一言で申し上げますと、区市町村の就学指定、まず新宿の場合は通学区域で指定しなさいということですが、「ただし」ということで、上の規則 32 条にあるように「保護者が、教育長の定めるところにより入学を希望する学校を選択し、」いわゆる学校選択制ですが、「教育委員会が当該学校を就学すべき学校と指定したときはこの限りではない。」ということ、言い換えれば学校選択制度に基づいて保護者の皆さんがここに行きたいと選択し、選択した学校を教育委員会が就学すべき学校として最終的に指定した場合については、通学区域でない場所を指定するという事になっております。通学区域制度が基本にあり、但し書きとしてこのような規定があるということになっています。このような背景の下、学校選択制が定められています。

我々がよく、教育以外でも何か制度を立ち上げようとしたときに、よくも悪くも法律が壁になったりすることはあります。法律にこう書いてあるから難しい、法律上上級官庁、今は上級官庁とは言いませんが許認可が必要ということでハードルが高いということがあるのですが、この学校選択制の法的根拠を見ますと、「保護者の意見を聴取することができる」までで終わっているのです、どのように聴取するのか、どうするのかについてはかなり裁量の範囲があります。言い換えれば、何か見直しをすることに対して法律的な足かせはかなり少ないことがお分かりいただけると思います。

長々と説明をして大変申し訳ありませんが、最後に一番下の【その他の制度：指定校変更、区域外就学】に書いてありますが、指定校変更というのは、区が指定校を指定したあと、いろんな事情があってこちらの学校に行きたいと申し出があってから決めるということです。だから学校選択制との違いは、教育委員会が就学すべき学校を指定する「前に」意見を聞くのが選択制、教育委員会があなたの学校はここですよと指定した「後に」何らかの事情があって別の学校に行きたいというとき

に個々の保護者が申し立てする制度が指定校変更制度ということです。そのような時系列です。それに対して、もう一つある区域外就学というのは、新宿以外の公立学校に行きたいということです。この二つの制度はそれぞれ法令で規定されています。

それでは次のページをお願いいたします。客観的な数字、予測データについてお示しいたしました。まず左側、住民基本台帳を基にした予測児童数・生徒数ということで、大変恐縮ですが今後の開発動向といったことまでは加味しておりません、申し訳ありません。ただ、この協議会での議論では大いに参考になるかなという趣旨でつくらせていただきました。つくり方といたしましては、現在の児童数、小学校でいえば7,870名おりますので、29校ありますから単純に割ると271名が一学校あたりの人数と。これを学年平均にすると45名というのが今の平均値です。それを29年度予測にいけますと、児童数は9,250名、一校あたり319名、一学年あたり53名というふうに増えます。それに対して、中学校のほうはあまり児童数が増えないことがお分かりいただけるかと思えます。どのようにつくったかという、今現在住民基本台帳に登録されている0～5歳の未就学のお子様が増減なく次の年に引越しもせず転入もせずそのままスライドしていくと考えます。ただ、小学校・中学校に入るときに国・私立に行きますから、小学校でいうと入学率87%というのを想定して、87%になって入っていくという単純推計でこういう形になります。ポイントとして、小学校は結構増えていきますが中学校はあまり変わらないことがお分かりいただけると思えます。

それに対して右側の資料ですが、23区の学級規模別学校数の比較ということです。先ほど小学校はこれから6年ぐらいでかなり増えるというお話をしました。ベクトルトレンドとしては増えます。ただし、もう一つの現実として、新宿の学校数29のうち6学級以下でかつ150人以下の学校が6校、9学級までの学校が9校ということで、15校については9学級までと、23区平均でいえば、学校学級規模としては小さいということが新宿の今の佇まいであることも事実です。この二つのデータを知っていただければありがたいと思えます。

最後になりますが、もう一度1ページ目の資料にお戻りいただけますでしょうか。これは会長からそれぞれの制度を新宿としてどのように位置づけるかということで、宿題もいただいた資料でした。一番上を見ていただきますと、まず通学区域制度は新宿では昭和26年に発足し、適正な規模の学校と教育内容を保障するという趣旨で展開してまいりました。その後、児童数が減少し淀橋二小が閉校するといったことを踏まえて適正規模、適正配置の必要性といったものが発生してきました。これを受けて平成4年に適正配置の答申が出て、これにより学校の適正配置を実施してきたという歴史があります。

その後、通学区域の弾力的運用といった国の政策の見直しと変更ということから、

新宿区においても学校選択制を導入したと。学校選択制は、選択権の拡大とともに、開かれた学校と特色ある教育ということを趣旨にやってみりました。一方で、アンケートにあるように児童数の差が広がってしまったというご指摘もいただいたということで、学校選択制度というのも適正規模に結果的にリンクした形で捉えることができるかと思えます。

その後、35人以下学級が導入され、逆に未就学児が増加傾向にあるという変化が生まれている中で、本教育環境検討協議会が立ち上がってご議論いただいていると。このような全体的な流れになるかと考えております。大変長い説明で申し訳ありませんが、以上です。

会長 ありがとうございます。この資料に基づいてあと1時間ぐらいご議論いただきたいと思うのですが、最近の制度が正確に書かれていると思います。通学区域という言葉は一般的にはかなり使われているのですが、第二次世界大戦後の70年間に通学区域という言葉が法律で謳われたのは高校だけです。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という教育委員会制度の基礎になっている法律の中に、高校については生徒数のバランスをとり、極端に一つの学校に集中しないようにするということで、通学区域を定めるという規定があります。その規定が10年ぐらい前に法改正でなくなりました。今は小中学校についても高校についても、法律の中に通学区域の文言はありません。戦前も明治初期から辿っていっても、通学区域制が最初にできたわけではありません。明治の初期は学区制といって、通学区域と違い学校を設置する単位を学区といたしました。その学校を設置する単位である学区というのが、のちに町内会や自治会の単位と重なっていくのです。そのあたりのことをいうと大学の授業のようになってしまうので止めますが、通学区域という仕組みが国の制度として運用されてきた経緯はないのではないかと思います。結局は地方の制度なのです。地方に学校がいくつもできてきたときに、どこの学校に就学するかという問題が出てくるものだから、地方の制度として通学区域が広がってきたと。第二次世界大戦後も就学指定制というものはあり、教育委員会がどこの学校にお宅のお子さんを通わせてくださいと指定する制度はありましたが、通学区域という地理的な区画を法律で規定しているということは今までありませんでした。ただ教育委員会が教育委員会規則などで、地理的な区画を通学区域という形で地図にあるように運用上設けて指定を行ってきました。保護者にとっても地図で書かれたほうが自分の子どもがどこの学校に行くのか分かりやすいわけです。ぎざぎざになっていますが、明治の初期に学校を設置する基盤として学区ができたときに、学区が明治後期から大正期にかけて、町内会自治会の発生の基盤になっていくのです。自治会や町内会の歴史よりも小学校を設置する学区の方が歴史は古いです。明治の後期から大正期に町内会自治会というのは東京市の中で激増するのですが、それがすでに明治の初期に設置されていた学区という制度とほぼ重なって、町内会自治会というものがで

きたものだから、学区と町内会自治会というのは地域の行事や祭りをやるときに、大体重なる感じで進んできた。それが、第二次世界大戦後に教育委員会規則で教育委員会が通学区域を定めることが広がって、今日に至るといことが説明であったと思います。だから教育委員会があなたのお子さんをどこに通わせてくださいという指定通知を出すのは義務教育ですし法的な義務なのですが、そういう意味からするとそれは極めて重要な仕組みです。しかし、そのときに隣の学校のほうが近いとか、隣の学校に行くには開かずの踏切を越えなければならないとか、幹線道路や都市計画道路が後でできて通学区域を分断するということが出てきて、下に出ているように指定校変更というのが関心を呼ぶようになりました。わざわざなぜ遠い学校に通わなければならないのかということが問われるようになり、通学区域の弾力化という流れが出てきて、希望制というのが出てきた。そういう流れだと思いません。

ただ、希望制といっているのは苦肉の政策ということもあって、どこの学校に通わせてくださいということ指定する法的義務は、義務教育保障のため教育委員会にあります。そのときに、保護者の隣の学校に移したいといった希望があって、ある意味合理的な意味も地理的にないではない。そういうことがあるから、学校教育法施行令、文部省令として省令の中に入れて込んでいます。だから、希望制をつくったときにも、教育委員会の指定権はなくなっていないわけです。ただ、希望聴取する中で希望が出てきたら全部そのまま指定するということがかなり広がって行って、それが選択制と呼ばれるようになった。そういうことが説明としてあったと思います。少し長く話しすぎましたが、このあたりのことについてご質問でもご意見でも、あと1時間ぐらいありますのでよろしくお願いします。

委員 資料のところ、カラーのところは現状のものだと思うのですが、35人制学級が導入された段階で適正配置の数というかクラス数、また、後ろ側のページの23区の学級数の変動的な部分でも、人数の割合によって30人が6クラスだったりすると、30人だとあまり変わらないと思うのですが、36人とか38人の学校があると結構変動してくると思うのですが、35人学級が決まった段階なので、今後新しい情報があったほうがよいのかなというのはあります。

事務局 私の知りうる範囲で。現段階で法律で通ったのは、小学校の1年生については35人以下にすることです。小学校2年生以降、中学校1年～3年についてはまだそうなるとは決まっていません。引き続き検討事項ということになっています。ただ文部科学省としては、去年8月の概算要求を見ると、順次引き上げていくという方向性では考えていると思います。

会長 よろしいですか。この問題は私の方が詳しいかもしれませんが、小1だけ移行しました。今調査研究協力者会議というのが進行していて、元東工大の学長さんだった木村先生が座長を務めています。そこで学級規模の削減、他の学年等についても

やっておられるのですが、とりあえずのターゲットは中1です。中1ギャップという問題がありますので。小学校中学校の連携ということで、不登校率が中1で跳ね上がるので中1ギャップという言葉を使うのですが、中1のところを35人に移行することが焦点になっています。学級規模の教育効果という研究をうちの研究所でかなりお金をつぎ込んで4、5年やっていますので、そういう実証研究に基づいたヒアリングなども行っております。経済学者などで学級規模の分析等をやっている方などをヒアリングにお呼びして、テレビなどに出ている慶應の先生などもお呼びして一応詰めてはいるのですが、ただ暗雲が立ち込めているのは、東日本大震災との関係で、財源の問題があります。8月に答申を出すようですが、8月というのは概算要求の時期です。来年度予算の編成というのは通常8月下旬ですから、それに間に合わせるようにやってはいるのですが、果たして5年間で20何兆円という復興予算がつくかということがありますから。文科省としては、ぜひ風穴をあけたいというのはあるのですが、ちょっと先行きが見えません。

去年8月に文科省が一応スケジュールを出したのですが、震災で状況が相当変わってしまいました。学級規模をできるだけ小さくしたいということが長年の悲願ですが、すぐ移行できるかというのは難しいのではないかなど。先生の数を増やさなければいけないのです。そうすると、人件費が一人当たり年金や退職金全部含めると42歳平均で800万円かかりますから、10人で8,000万円かかります。そういうことで、学級規模を小さくすることに反対する人はほとんどいないのですが、元手は国民の税金ですから。3月11月の震災が起きて、非常に厳しい状況があつて、すぐ動くのかということちょっと分からない状況にあります。ただ、将来的にはやがて東日本も復興するというので、その時期になれば動かすということは充分あります。ちょっと5、6年というわけにはいかないのではないかなど。そういうことも情報ですが。

他にいかがでしょう。今日は制度的・法的な説明資料がメインになって意見が出にくいかもしれません。むしろ区民の委員さんが多いので、選択制や通学区域の現行の仕組みでどんな点が改善されるべきなのか、あるいは現行の仕組みにもよい面があるのかもしれない。よい面と修正すべき点について率直なご意見をいただけると議論がさらに進むかもしれませんので。

いかがでしょうか。全てが全て悪いことばかりではなくて、よい面もあれば悪い面もあるという具体的な話をいただけるとありがたいのですが。区民の委員さんにはぜひお一人ずつ、一言でもお話しいただければと思うのですが。実際のところどういった課題や問題が発生しているのかお聞かせいただくとありがたいです。

委員 一番大きいのは、児童数の格差が出てしまうということだと思います。今この法律と離れてということでしたが、最初の〈通学区域制度の法的根拠〉というところの臨教審の答申で、例えば学校選択制度を導入するにしても臨教審の答申を重視し

てそのような形で工夫して導入していただけると、あまり学校格差というか人数格差が出なかったのではないかと思います。このあたりは臨教審の答申がすごく重要だと思いました。

会長 ありがとうございます。それでは一通りお話をいただきたいと思うのですが、どうでしょう。通学区域や選択制度の現在の形でこういう点が課題としてあるのではないかというのがありましたら。

(以後、会長の指名で委員が一人ずつ発言)

委員 今臨教審の話が出ましたが、現実には例えば小学校の場合は地域の防犯的な感覚でいくとどうしても、ある程度選択制でとんでもないほうに行くよりも、その地域の中でいろいろな形で横の繋がりがあろうほうが子どもたちにとって、あるいは親にとって多様性ができるのではないかと思います。私達は戸塚なのですが、戸塚の青少年育成委員会に今大変お世話になっていて、現実には警察からのいろいろな問題があるときも、戸塚警察に地域安全連絡会というものを私が提案し、各学校の先生なり、PTAの会長さんなり、町会長さんなりが出席します。それをやる前は地域の問題点を自主的なアンケートで出していただき、その中で持ち上がった意見を警察関係のことは警察、土木や安全面など区に関わることは危機管理に直にお願いして、一斉に集まってその場で1～2ヶ月猶予をもってやるのですが、いろんな意見が出たのがその場ですぐ返答が出るようにしています。そうすると、警察の講堂でやるのですが学校の校長先生も率先して出てきてくださり、自分の学校の地域の問題など率直な意見を出すようになりました。やはり現実には子どもたちの安全安心のためにどのような形で先生方が一生懸命やろうと思っても、地域との連絡がないとなかなかできないということで、一つの目安ができたかなと思っています。そういう意味では、小学校の場合は防犯も含め地域の中である程度まとまって、あまり選択制でとんでもないほうに行かないほうがよいのではないかというのが最近感じた問題です。

会長 中学校は。

委員 中学校もそれに付随して、最近だんだん来ていただけるようになりました。特に西早稲田中学、今度新しくできた新宿西戸山中学についても校長や副校長が出席するようになりました。そういう中で、学校で問題になっているものを提起して、こういう問題をやってくれないかということで薬物乱用の講演会を開いてあげたり、実質的な問題を提言できるようになりました。

委員 地図を見たときに、中学校のエリアと小学校のエリアの被らないところのぎざぎざは何なのか少し気になります。学区域ごと、町会ごと自治体ごとで成り立っていると考えたときに、中学校の線と小学校の線の合わさっていないのは何かと何ヵ所かで思いました。今学校選択制度というところで、まだまだ勉強不足のことがあるので、勉強をした上で話をしていかなければいけないなと感じました。学校選択制のところ、個人的なことなのですが四谷第四小学校の統廃合のときに学校選択

制度ができています。当時地域の声を聴いて、残していきたいという要望の中から残すことで方向性が決まって粘ってしまった部分があるのですが、その中でまだなくならないのかなというところから、学校選択制で狭間にいるお子さんを隣の学区に逃がしてあげられる措置ということで、教育委員会苦肉の策が選択制かなと皆で考えておりました。そのぐらいのタイミングで四谷第四小学校は学校選択制度を受け入れていったので、オブザーバーで出させていただいた中で、なぜこんな決め方をするのかと思ったのを今思い出しました。選択制という部分で、何を根拠にして選択制が必要になって始まったのかということと、なぜ必要になったのかをもう一回考えさせていただきたいです。

今子どもたちの教育の中で私自身考えているのは、我慢が足りない、調整力が足りないのが課題だということです。人数を少なくすればよいという問題ではなく、保護者と子どもの中で逃げればよい、かかわらなければよいという関係が小さい頃から成り立っているのが問題だと思っていますので。この子と合わないから隣の学校に行くとか、あの先生が嫌だから隣へ行くとか、いろんな意味合いで隣へ行くという発想がおかしいです。与えられた中で我慢していくというわけではないですが、調整力というのが育っていく場が本当に少なくなっているのが課題だと思っていますので、ではなぜ選択制が必要で、そういうふうになっていったのかということも少し勉強させていただきたいと思っています。新校をつくったらといったことは結果論なのでよいとしますが、基本的にはそういう成り立ちのところをもう一回考えないと、今この場で話し合いをしていくことは難しいと感じています。以上です。

委員 選択制というのは小規模と大規模の二極化にますます拍車をかけていると思えました。23年から29年までの住民基本台帳の推移をお示しいただいているのですが、18%増ですか、例えば新宿区全体の話で29箇所に分けた場合のデータをお示ししていただくと、ますます二極化がいつてしまうのか大変気になります。二極化というのは安全性、例えば大きな道路を渡る、渡らないは別に、どうしてもこの学校は嫌だ、ここに行きたいというふうを選んでいのが多い気がしますので、そういう風評を何らかの形で取り払って0に戻してからでないとなかなか本来の学区内の人口分布の児童数生徒数の確保が難しいのではないかと思います。

また、中学になるとある程度部活等々本人の意思で選択するということが出てくると思うのですが、幼稚園児自身が自分の意志でこっちの小学校に行きたいと言うことはありませんので、保護者の部分で、風評といった部分をきれいに拭き去ることが必要なのではないかと考えております。

委員 先日もそうなのですが、実質周りの保護者の方とPTAの会長もやっておりましたので、立ち上げて接している中で、あまり風評に皆が流されているというのは実際私としては感じていません。確かにいろいろなことは流れますが、親としては風評だけに流されて動くのはごく限られた人数であって、そんなに多くはないと思いま

す。自分を持っている保護者の方がいっぱいいらっしゃるので、風評は風評で聞いて、あとは個人で近くにあるから、地域にあるから、ということで。そんなに数はないのではないかなという気がしております。

会長 ありがとうございます。次回あたりに、今日出していただいた意見に対応した資料などを用意していただくとよいと思います。どういうふうに流れているかというのはデータがあるはずですから、そういうデータを基礎にして検討したほうがよいかもしれません。次回ちょっとそこを整理していただきたいと思っています。校長先生についても一通りご意見を承りたいと思いますのでよろしくお願いします。

(引き続き、会長の指名により委員が発言)

委員 学校選択制について園長会から具体的な声なのですが、例えば学校選択制が小学校では何校か決められています、通学の時間が30分ぐらいならどうかとか、私たちは地域で子どもを育てることが大切だと考え、保育園幼稚園小学校と合同会議を行っています。小学校に伺いそういった話をする中で、巣立っていった子どもたちの様子がよく分かり、そのことによって私たちの保育に活かした保育教育を目指すためによい会議が行われています。学校選択制によって本当に心配な子どもたちがどのように育っているのか、そういうことも把握しきれていないのが気になる点です。また、個人的な考えなのですが、学校選択制というのは本当に29年度までにこうして児童数が増える中でどうやって選択していくのかよく分からない数字だなどということを実感しております。保護者が選択することも大事だが、地域で子育てしていきたいというのが私たち保育園の思いです。

委員 皆さんの意見を伺いながらの個人的な感想になるかもしれませんがお話しさせていただきます。やはり、通学する区域が広がるということは学校、そして幼稚園にとっても好ましくないことだとも思います。集団下校訓練は各小学校中学校ともやっていると思うのですが、その辺でやはりどこまで子どもたちの安全性を確保していったらあげられるか、通学する区域がかなり広がってしまうと現実的にはここまでということで考えなければいけない現状もあります。あとは地域との結びつきを考えると、その中に多くの児童がいることが望ましいと思います。どうしてもという理由で他校を選ぶ自由さがあるというのが選択制の一つのメリットかと思うのですが、その辺をどう組み合わせていくかというのは、人数のことも、校舎、施設の問題も出てくるかと思うので、どう折り合いをつけていくか考えていかなければならないと感じております。

委員 今の委員のご意見と重なるのですが、管理職になって3校ほど学校を渡ったので体験的なお話をします。今も最初の教頭の時も小規模校でした。ちょうど選択制が始まる時期だったわけですが、今も校門の目の前を隣の大きな学校に行かれると切ない思いがします。小規模校がどこに向かって努力すればよいかというのは、特化すればよいわけですが、そうはいつてもなかなか難しいと思いました。保護者の

方の選択の基準で、PTA 活動が小規模校だと大変そうとか、幼稚園からのつながりがあるから行くんだということで、本来の自由な選択の基準から少し外れた部分で選択しているのではないかということで、私どもとしては中身にそれなりの自信があり、努力もしてきたわけなので、残念な思いはありました。

もう一つは比較的大きな学校の経験もありましたが、やはり二学級仕様の学校などがあるわけです。その中に余計大きな人数が来たときに、本来元々あるべき学区域の子どもたちがどうなるのかということがありました。やはり校庭の狭さとか、特別教室が普通教室に転用されていくということがあり、来ていただくのはうれしいのですがまた難しい面がありました。PTA活動などもやはり選択して来たんだという思いがある中で、学校教育に対して協力的な方と逆に全くそうでない方が、地域から入ってくるわけですからそこら辺も二極化しているのではないかなと、実感ですがそう思いました。

また、今後地域協働学校を標榜していく中で、地域づくりは学校づくり、学校づくりは地域づくりという私個人の思いがあるわけですが、その辺の整合性をどうしていくのかという問題があります。それはそれとして、今生徒・保護者が 80%、PTA・地域の方が 60%選択制に賛成の中で、大きな枠組みとしては崩せないのではないかと思います。ただ、管理職となって選択制に接する中でやはりなんとかしてもらいたいということで努力するようになったし、地域・保育園との連携を深めたりといった意識も高まってきたし、メリットはあると思います。

委員 中学校の立場からお話しさせていただきます。学校選択制のことで私が思っているのは、これまでは当たり前のように子どもたちが入学してきて、学校としても普通に入学してきた子どもたちの教育をすればよいという認識でいたところが、学校選択制をすることによって学校の中で相当努力をしていって、子どもを確保していかなければならないという教員の意識が高まってきた事実があることです。だからそういうことはとても大切です。また、学校の特色を出して魅力ある学校づくりをしていこうという学校の中の雰囲気もつくられていると思います。

また、保護者・生徒の立場になってみれば、例えば中学校でいうと部活というのはとても大きな存在です。だから自分の学区域の中に自分が行きたい部活動がないといった場合には、やはりどうしても、部活がある学校を選択するということは生徒保護者にとって中学校生活 3年間を送る上でとても重要なことだと思っています。ただ、中学校としては努力をしていないということではまったくなく、特に新宿では地の利がよいので、私立の中学校に進学を希望する子どもたちも多いです。5年ぐらい調査をしたのですが、本校で言えば 62~68%ぐらいが本校へ入学してきて、それ以外は私立に行ってしまうという実態があります。だから、30~40%ぐらいの子どもたちをどう確保していくかということがとても重要で、それはもう学校の中で特色を出そうと各学校が努力していることは事実です。学校選択制があろうがな

かろうが、学校はそういう努力はずっと継続しています。

そんな中、先ほどから話がありますように、人数が少ない学校はより少なく、多い学校は多くの人数の中で切磋琢磨して自分の子どもを育ててほしいという願いは保護者の中にあります。本校もある程度的人数がいるので、保護者に聞いてもある程度的人数がいる学校が、運動会をやっても学校行事をやっても子どもたちによい影響があるので選択したと言う方はいらっしゃいます。だから、その格差をなくさなければいけないということが一つあると思います。それから、生徒数が安定しないと教員数も安定しないので、学校の組織上のことを決めていくのに、2月3月のところで組織をつくっていかねばなりません。教員の異動もありますので、そういう組織上の難しさも学校の中にあります。また本校でいえば1割ぐらいが区域外の子どもたちなのですが、生活指導上例えば家庭訪問したくても、なかなか区域外だと家庭訪問しづらいといった弊害があります。

さらに保護者から、または子どもたちから部活動のことでいえば、願いが要望になり、それが要求に強くなっていくということがよくあります。例えば部活の大会と行事がぶつかったときに、学校の行事よりも部活の大会を優先してほしい。例えば合唱コンクールには出なくても、部活の試合に行かせてほしい。それが入ってきたところの希望がそこだったので、学校の中の行事が成り立たなくなってしまうことがあります。行事が優先ですとは話をするのですが、そういった希望が多く強くなってくるので、それが新たな学校の中の課題かと思います。保護者に聞いても、学校のカリキュラムや魅力で選択するというよりも、一番は友人関係、それから卒業していったときの進路先がどうかということ、それからやはり中学校でいえば部活と。本校に来ている保護者の方に聞いてみるとその3つがとても大きいというのが現状です。だから、保護者の要望も受けていきたいところもありますし、学校での実態というところでそういう課題があることをご理解いただければと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。それでは次長からもお願いします。

次長 この会議では区民の方、地域の方、保護者の方のご意見をお聞きするのがメインなので私から申し上げることはあまりないのですが、一つだけお話ししたいと思います。今委員から子ども数が減っていく中で、格差が出ないようにバランスをとるというお話がありました。とても分かる部分があるのですが、それは多分適正配置をしない前提なのだろうと思います。例えば新宿区は小学校が統合で6つ減少しています。先ほどの児童数の予測のところで、23年度で7,870を29校で割って一校あたり271人、一学年平均45人ですよということなのですが、これがもし適正配置をしてきておらず35校あったとすると、一校あたり224人、一学年だと37人ということになるわけです。そうするとどうしてもこういう格差は生じざるを得ません。いくらかでも適正配置が格差を解消するための役に立ってきている部分はあるのだ

と思います。やはり基本的には子ども数と子ども数に見合った学校数のバランスは必要なのかなという気はいたします。ただ、もちろんその線引きはいろいろ考え方があり、そこら辺も含め今後ご議論いただけるかと思います。

会長 ありがとうございます。それでは副会長お願いします。

副会長 今皆さんのご意見を伺って、もっともだなと強く感じました。特に学校現場でのご苦労だとか、学校が地域とどう結びつこうとしているのか等、地域の方にご理解いただく上で貴重なご意見だと思います。今日の区からの説明の中で非常に重要だと私が感じているのは、＜学校選択制度の法的根拠＞の部分です。「就学すべき学校を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。」指定するのは教育委員会なのだという原則として考えていったときに、これからどうしていくのか、実際には場所、教室数の問題と児童・生徒数の変遷の問題等があるわけですので、そのことを考えていかないと。新宿の教育をさらに充実していくためにどうしていったらよいかという観点で考えていかなければなりません。

学校選択制度というのが学校自由選択制のような形で、保護者が勝手に選択して勝手に行きたいところに行けるという制度ではなかったのではないかというのが根拠の中で出てきたときに、これからどうしていったらよいかというアイデアを皆さんで出していただくと一つの方向性が見えてくるかと思うので、よろしく願います。

会長 ありがとうございます。いろいろな論点が出てきて、小学校と中学校はちょっと違うのかなということが校長先生お二人の話を伺いながら思ったことです。また、就学前と中学校もちょっと違うような感じを受けました。また、委員さんがおっしゃった小中学校の通学区域のずれというのは、なかなか経緯というのは分かりません。ただ、歴史的に言えるのは小学校が基礎だということです。小学校は明治初期、明治一桁台にできていますので。特に新宿は歴史が古い学校がかなりありますので、ある学区という括りの地域が小学校をつくるようになればどうしたってその地域の子供はその学校に通うようになるということで、暗黙のうちに通学区域というのが発生し始めました。そういう経緯を専門書などは書いているのですが、法令で通学区域制というのが明示されてきたわけではありません。

戦前は学区制といって、学区制というのは通学区域制ではなくて学校を設置する主体です。役所ができる前に小学校は出発していますので、明治の初期は学区という地域の括りです。町内会や自治会はもっと後、明治後期から東京市などでできはじめますから。保険組合という戦時体制が強まってきて、地域として空襲などで被害を受けた家庭のサポートをしなければいけないということで、地域の衛生組合というのが発足して、それが町内会自治会につながったという歴史もあるようです。だから小学校は一世紀以上の歴史を刻んでいる場合もあるし、相当違ってきます。

中学は新制中学校の形で発足したのが今の中学校ですから、おそらく小学校の通

学区がベースで、中学校の通学区域をつくる時に、小学校の通学区域との関係の中で線引きが行われていって、場合によっては一部が隣の中学のほうになったというような経緯があったということでしょう。かなり乖離している特別区もあります。台東区なども非常にばらばらです。2、3校の小学校から1つの中学校に通うというのが全国平均からするとそうなのですが、小学校は21,000校ぐらいで中学校は11,000校ぐらいですから、大体割合でいうと2つの小学校から1つの中学に通うことになる数です。

ただ、非常に整合性がないというのはいろんなところにあって、それを中学校の分でまとめようかという話も出ないではないのですが、これは大変な相当エネルギーのいる問題になっていて、大体断念します。だから小中学校の通学区域のずれの問題は超長期的な課題としてはあるかもしれませんが、すぐどうこうというのはできにくいです。ただ、小学校と中学校はかなり性格が違うということはいろんな委員さんから出ていますし、学校選択制はそもそも何という、基本問題がどうも分かるようで分からないという点が出てきたような気がします。一通り委員さんのご意見を承りまして、その意見を踏まえた上でどのようなご感想をお持ちになったかということでこれから先の時間を消化させていただければと思うのですが、何かないでしょうか。ご自由にこれから先議論をお願いしたいのですが。

資料等は次回事務局のほうで用意していただきたいと思います。通学区域の実態にかかわるデータが完全には出ていませんので、場合によっては品川区がある意味で先頭を切ってやったので、その経緯などもかなり調査をしております。教育出版から本を出しており、検証学校選択制のところは私が書いたものですから。教育委員会の了解を得てかなり内部資料なども使って、どういう経緯で選択制に辿りついて選択制によってどのような変化が生じてきたかというデータのことも出しております。公開されておりますので、そういう資料が必要であれば出すこともできますが、データの面は次回に先送りということになると思います。今までのご意見を聞いて、いかがでしょうか。

委員 今品川の問題が少し出ましたが、中学校の場合は選択制に賛成する人が非常に多いのですが、小学校の場合はやはり地域性を重んじて選択制はいまいちという考え方も結構あります。品川ではその辺はどうなのですか。

会長 実は品川で選択制を導入するときに委員会ができて、若月教育長から連絡を受けて委員になっていたので舞台裏の経緯はよく知っているのですが、私自身の考えでは小学校・中学校は性格が違うので、小学校は地域に根ざした形で地域の基盤の上で育つことを支援する場所であるはずで、仮に通学区域の矛盾などが出て弾力化するとしても、できるだけ小さな範囲でということで、ブロック制という話を出しました。だからブロック制を導入しているのは23区の中で品川区しかないと思うのですが、私はもっと小さいブロック制というのを考えていました。品川区を8つぐ

らいに分けて、動かすのであれば小さなブロックの中で、という意見を言っていたのですが、政策決定は区長との関係でいろいろありますので、4ブロックということで最終的に落ち着いたと。結局ブロック制というのは品川区だけはかなり強く発言しました。教育委員会はかなり煙たかったかもしれませんがそれは残りました。

中学校のほうは、品川区というのは仮に自転車で行けば30分で区の境から向こうの境まで行けますし、そんなに大きな区ではありませんから、身体的な発達の面からいけば中学校のほうが小学校よりも動く自由度は大きいだろうと。だから自由選択という発想まではしていなかったのですが、政策というのは議会との関係もありますし、いろんなプロセスの中で固まっていますので、最終的には中学校は自由選択となりました。小学校は4ブロックというブロック制が残ったのはよかったと思うのですが、区民の意識調査をみると4ブロックというのは中途半端です。ブロックを設けるのであれば8つぐらいとかもう少し細かくやってくれるとよかったです。私はそう主張していたのですが。最終的にブロック制を潰すわけにはいかないということと、委員が言っているということがあって、反面で自由選択制主張者も委員さんの中にいましたから、その妥協策として4ブロックになったのだと思います。

だから新宿区の場合も、新宿区らしい形というのを模索できれば模索するとよいと思います。今の形をそのまま引きずるのか、あるいは一部を運用の面で見直していくのか。その場合に、小学校と中学校を同列に考えるのか、別々に考えるのか。そこら辺を含めて議論を進めていただければよいと思います。そのときに学校選択制度はそもそもなぜ失敗したのという出発点のところまで遡ってということも出てくるかもしれません。他にいかがでしょう。

委員 中学校の保護者なので中学校のほうですが、部活に関しては先ほど委員がおっしゃっていたように遠くから、野球は今四谷中が強いので、柏木方面から10人とか大勢来るわけです。そういうお母さんたちは熱心なので特段問題はないのですが、部活動が安定していないところにも流れてきたりすると、その部活動の先生がお辞めになってしまったりするとその部活が成り立たなくなってくるといったことがあります。それでクレームが入ってきたり、そんなはずではなかったということになります。部活動に希望を託してきたお子さんに対しての選択制というのは、一つの賭けみたいところがあるのかなと。今回テニス部で先生が落合第二のほうに異動されてしまったので、テニス部でコーチを募集していかなければいけないのですが、今教育委員会の要望書をまとめているところです。部活を安定させるため、地域の方々にお手伝いをいただくための地域の支援金といった要望を出していかないと部活は安定していきません。

その他に、四谷中は駅前なので遠くから来やすいということで、先ほど委員が1割ぐらいがとおっしゃっていましたが、四谷中は2割弱というふうにこの間先生か

ら伺っています。2割弱の方が（区域外から）来ているとなると外部から来るお子さんへの対応がものすごく大変で、トラブルがあったときに遠くまで家庭訪問するのは難しいです。また、お子さんだけではなくお母さん方を呼び出すというのなかなか難しいということで、連携が難しい現状があるようです。震災にあたっても帰宅困難の対象になってくるということでは、これも要望に出していかなければいけない課題の一つです。お泊りをしなければならない子どもたちが増えてくると、それを見守らなければならない先生方の負担が大きいです。

それからまたいろいろな意味での地域との連携というところで地域協働学校の課題が先ほど出ていますが、地域協働学校に入って地域の要望を聞いていくと、見守りたくても地域じゃない子たちは難しいという話題にもなってきます。ただ、やはり中学校ではお子さんが選択できるというところもあるので、選択ということにはメリットもあるのかなと。

課題だと思っているのはあと二つあります。先ほどの学校の行事などで、遠くのお子さんなども増えてきてクラブ活動が活発になるとクラブ優先になるというのが大きな課題だというのはうちの中学校でも同じようです。練習を優先して、運動会に出ないということがありました。試合ではなくて練習ですかということで、初めて先生から聞いてびっくりしました。そういう部分の課題が中学では大きくあるのだなと思っています。あと建物的になのですが、これは学校の先生の努力だけではなく、新宿中学はきれいで新しくて武道場もある。来年から武道の義務化で柔道剣道相撲の中から選択して、ダンスもしなければならないという中では、新宿中さんには素敵な武道場もある、ダンス場もあるということで、いろんな意味で施設的に向こうに流れるお子さんは実際にいらっしゃいます。隣の隣接地で本当に四谷中寄りにあるので、花園小から流れやすいということでは、施設的な部分での選択制の厳しい現実も今抱えているのかなというところで、来年の新事業要領の問題では要望書に細かく書かせていただきますが、ぜひそういうところでの差別化も検討していただければと思います。

会長 貴重なご意見ありがとうございます。特に学校選択制という問題を取り出すと、新宿区というのは地域協働学校づくりというのがあるわけです。地域協働学校づくりと学校選択制というのは矛盾するのではないかという話をよく伺うのですが、そういうこととの絡みでいろんなご意見を皆さんはお持ちなのでしょう。地域協働学校づくりといっても中身は学校によって違いがあって、例えば四谷中学の吉田校長は昔から知っているのですが、品川の指導主事をやっておられた方です。その次は杉並の副校長をされていて、八王子のほうにその後小学校校長をされて戻ってこられたと。吉田さんなどは私はよく知っていますから、ああいう学校といたら変ですけど、地域協働学校なんかが一番合う校長だと思っています。

ただ、では四谷中学の地域協働学校づくりの方法が西戸山中と同じなのか、落合

中であろうかという話になっていくときと微妙な違いもあるかもしれません。しかし教育委員会の方向としては、地域協働学校づくりというのがあります、それと関連して学校選択制というのはどういう運用を考えていったらよいかということはかなり大きなこの協議会の課題だと思います。そこは何らかの形で意見をまとめていかなければ、この協議会としてはまとめにはならないのかなと。そこが求められているポイントだと思います。

まだ2回目ですのですぐ結論にはいかないでしょうが、今までのいろんなご意見の流れとの関係であると15分ぐらいは議論が進められる予定ですので、特に学校選択制のメリットデメリットとか、こういう問題にひきつけて議論を行っていくとありがたいのですがどうでしょう。

委員 先ほどの学校選択制は何というのは言葉が足りなかったと思うのですが、そもそも学校選択制、自由選択という話で保護者がそれぞれ選んできたときに、偏りができてきてしまうのではないかということで、一方で今後現実的に子どもの数が増えているといったときに、保護者の満足はどこで折り合いをつけていくのかなという疑問の上で言葉を発しました。もう一点は、私は子ども園にいて、子ども園と幼小、中学校までの連続した教育ということで、地域ぐるみで3年前から取り組んでいると思います。私は保育園から子ども園に転勤しまして、幼稚園と保育園の違いがすごくあると子ども園で感じて過ごしました。毎年2月に教育委員会からその次の年の教育方針が出され、それが小学校中学校幼稚園と同じ大きな目標に向かって教育していく流れがあります。幼稚園の先生方も、子ども園もそうですが来年度に向かって教育方針を皆で考えて、それを教育指導課の先生と自園はこういった特色でこんなふうに教育していきますというヒアリングがあると思います。保育園も今まで同じように教育していると大きな声では言ってきましたが、教育しているのかという疑問が社会的にあったと思います。この度保育指針が告示され、幼稚園も保育園も本当に同じ教育をしているというのが認められたと実感しているのですが、そういった中で、同じ新宿区の教育方針の下で教育していきたいという思いが今もあって、保育園で保護者の方にそのように伝えているのですけれども。

新宿の教育ってすごいなと子ども園で感じました。どの学校でも、特色を活かした教育方針の下教育を行っています。保護者の小学校の選択制について話をしているのですが、新宿区は自信を持ってやっていることを発信すればと考えます。本当に選択制は必要なのかと思ってしまいます。これは保育園の代表ではなくて個人的な意見なのですが、そういうふうに感じて先ほどお話しさせていただきました。

会長 ありがとうございます。他にいかがですか。

委員 先ほども格差のことをお話しさせていただきましたが、通学区域制度でやっていただくと多少大規模校小規模校は出るにしても、統廃合といった形の、うんと少なくなってしまう学校はほとんどないと思います。しかし、学校選択制ということで

先ほどの制度的なものを見ますと、新宿区は指定校の変更という制度もあったわけですが、この〈学校選択制の法的根拠〉のところと新宿区のところを見ると、あまり指定校変更の頃と内容は変わっていないと思います。そこはやはり、とらえ方によって自由選択制のような。ご父兄もそうですし、教育委員会にしても、お宅が申請を出されましたのでこちらの学校を教育委員会が指定しますよというのがどの程度まできちっとした根拠でなされていたかというのが問題になってくるのではないかと思います。そして今の地域協働学校についてなのですが、私は昨年神戸で地域協働学校をやっているところを見学させていただきました。そのときに、四谷はどんなふうか分からないのですが、神戸はその学校にすごく課題があって、それをなんとかしようということで、校長先生 PTA がすごく力を出し合いました。それに地域の方が「PTA がそれだけ一生懸命なら地域も応援しよう」ということで成功した例なのです。だから、課題があるなしにかかわらず PTA が中心的なイニシアティブをとっていただいて、それに地域が「学校・PTA が一生懸命やっているから地域も応援しよう」という、そういう形でないとうまくいかないのではないかと感じました。

会長 ありがとうございます。地域協働学校に深入りすると話が混線していく可能性はありますが、大きな方向として新宿区は地域協働学校を謳っていますので、それと絡めた落としどころをつくっていかないとこの協議会の役割は終わらないのかなと思います。また、地域協働学校の中身について、次回というわけにはいきませんがいつか資料を出していただくようなことも必要なのかなと。今回は選択制の実態についてデータを出していただきご議論いただき、その次かその次々回あたりになるのでしょうか、いつか一回地域協働学校に絡めたデータ提供をいただきながら、選択制が大きなテーマになっているので、選択制と地域協働学校という二つの方向をどういうふうに絡めて考えていくかという議論をお願いしたいと思います。あと一人ぐらいの時間はあり、まだいくつか区民意識調査の結果等時間を要することがあるようですがいかがでしょうか。委員さん、先ほど保育園と幼稚園が全然違うとおっしゃったのはどういう点が一番違うのでしょうか。

委員 新宿区の保育園も目標があるのですが、各園に任された部分があるのです。幼稚園は指導課の指導下、各園が新宿区の教育目標に向かって、その中で自園の教育していくことを考えていきます。保育所保育指針が告示されて、保育園も保育課程ができましたから、それぞれの園で独自性を持った計画が大分できるようになりました。本当に保育園も幼稚園と変わりなく保育課程の届け出をしています。また、中学校・小学校・幼稚園とのつながりと、保育園と教育委員会とのつながりが薄いのではないかというのを感じています。

会長 子ども園というのは何園ぐらいですか。

委員 3園です。

～委員間で、幼稚園、保育園、子ども園の数について意見が交わされる～

会長 幼稚園が 18、子ども園が 3つ。そうすると合計 21 ですか。認定子ども園の制度もまたどうなるのかということで新しいシステムが出ていますので、ちょっと分かりづらいところがあるかと。

委員 私は保育園から四谷子ども園の第一期生として長男と次男両方が入っていて、まだ次男がいます。開園当初からおりましたが、1年目はやはり3園から集まってきたことがあって、気持ちの整理がついていない部分が少しありました。いろいろ意見交換があったのですが、やはり2年目からは皆スタートが同じです。そういうことがなくなって、活動も確かに幼稚園は今までPTAも活動していますが保育園はそういった負担がないということで、いろんな意見もあったのですが活動を通してコミュニケーションが取れたり、今まで会話することがなかなかなかった方が会話をして、今だんだん盛り上がっています。運動会とかも全員参加型というふうにして、お母さん、お父さんが応援のチアリーダーをやったり、夏祭りや文集もやったりしておりました。今回四谷小学校の校長先生からご意見があって、地域密着型で連携がありますので、ボランティアを募って夏休みに参加していただきたいということも考えております。さきほど委員さんがおっしゃっていました、地域のPTA活動を中心に一生懸命連携をとっていくのがやはりつながっていく一つになるのかなと。地元にも密着していける、連携していけるというのが一つになるのかなというのを感じております。

会長 ありがとうございます。認定子ども園あたりの話も折り込みながら進めていく必要があると思うのですが、今日は全てというわけにはいきませんので。幼稚園や保育所、認定こども園等、こういう就学前のところは一番日本の教育システムの中で弱いところというのが、OECDの対日経済審査報告書という4月に出たレポートで出ています。教育費の投下が非常に弱いという日本の教育システム、就学前教育ですね。認定子ども園というのはOECDは高く評価しているのですけれども。

それにしてもやはり私学に依存している割合が日本は高いです。教育費の投下という面でいうと、就学前教育を重視すべきです。それが義務教育段階における家庭の所得と学力等の関係を緩和する効果を持つという言い方をしています。もちろん高等教育は高等教育で昔から火の車になっているというか、大学は諸外国に後れをとっている部分もあるので、高等教育と、就学前のところというのは厳しくきています。だから、就学前のところは被災地などでもそうなのですが、あまり報道がありません。私はもう4回ぐらい行っているのですが、特別支援とか、就学前教育の被災の情報は相当厳しいです。この間は釜石に行って、その前の週は宮古にも行って、仙台にも行って、宮古に二回目行ったのですが、被災地というのは保育所が流れてしまったところがあります。そうすると、就学前の教育の足腰をもう少し強くするにはというあたりを考えていかないと、小学校に入り始めてからでは遅いです。

家庭教育とリンクしたところなので。だから、地域協働学校づくりというのは主として義務教育の段階での話でしょうが、少し就学前のところを絡めて考えていく必要があるかと思います。それと選択制という話です。

時間がまいりましたので、次回選択制関係のデータをいくつか他の区のものを含め提供していただくことにしまして、区民意識調査について事務局から報告していただける件がありますのでよろしくお願ひします。

事務局 区民意識調査ですが、前回ご議論していただいたものです。もう一度確認させていただきますと、学校選択制のアンケートでは選択制と通学区域についての項目はあったのですが、学校の規模に関する項目がなかったということから、何かやってみようというのが発端でした。実施時期は9月の中旬から10月の上旬ぐらいに区民意識調査というのが毎年行われていまして、11月に速報値が出ます。そのような前提で、あとは無作為抽出2,500名ということで、回収率が大体50%強と。こういった調査で、比較的大きなテーマが多いです。区と聞いて想像する色といったようなことです。その中で、小学校・中学校のクラス数や人数等、この辺を総論的に聞いてみると議論の参考になるかなということでご提案です。おおむねこれでよろしければ原稿等出しまして、11月に速報値が出ましたら、区民の皆さんが一般にはどう思っているのかお示しできるかと思います。事務局からは以上です。

会長 ありがとうございます。時間が迫っていますので次回日程の確認等についてよろしくお願ひします。

事務局 次回以降の日程ですが、皆様にお配りしている通知等で予定ということですが、今3回ほど決まっております。次が8月22日、1月おきまして10月27日、そして12月13日ということです。ただ、初回に諮問内容以外も含め幅広く議論していただき、本日も議論に入る前に法的根拠等について共通理解を図っていただいたということで、丁寧に議論していただいている反面、この3回でできるかなというところがありますので、結論としては大変恐縮なのですが、会長、副会長とも相談させていただいて開催予定のない月についても入れさせていただければというご提案です。具体的には9月を除いて、あと11月も、1月も、そして2月やるかどうかはあるわけですが、この辺について次回の協議会までに案を作成してお示しさせていただけたらと思います。この件につきまして、当日ご参加できない方はやむを得ないかもしれませんが、ご協力いただければありがたいと思っております。

会長 ありがとうございます。今回は8月22日で固まっているわけですね。秋口までに来年度の入学生との関係で選択制の運用について一つの方向をまとめていただければ、最終まとめではなく中間まとめみたいなものは出してほしいということがありましたので、議論が詰まらなければ場合によっては最終的に予定している会合と会合の間にお忙しい中申し訳ないのですが日程を取らせていただくかもしれません。そういう点については、その都度それぞれのご都合をお伺いさせていただくと思いま

すが、よろしいでしょうか。場合によっては少し回数が増えるかもしれないという
ことで、お願いする可能性もあることをご了解いただけますか。

～委員同意～

会長 ありがとうございます。それでは次回は8月22日で、選択制の実態に関連するデ
ータを提供していただいて、そのデータを基に考えていくということをさせていた
だければと思います。長い時間活発なご意見をいただきましてありがとうございます。
これで終わります。

(11:47 終了)